

福岡県公安委員会活動状況

＜定例会の主な議題及び要旨＞

平成30年9月20日（木）

【協議事項】

1 警察職員の特別派遣について

（警備部・地域部）

警察本部から「皇太子同妃両殿下の「第33回国民文化祭・おおいた2018」御臨席及び地方事情御視察に伴う警衛警備に万全を期すため、大分県公安委員会から本県公安委員会に対し、援助の要求がなされていることから、警察職員の特別派遣について、御審議をお願いする。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 平成30年全国優良警察職員表彰受賞者の決定について

（監察官室）

警察本部から「平成30年全国優良警察職員表彰受賞者が決定し、本県では5人の職員が警察庁長官賞詞を受賞する。全国の受賞者数は135人で、九州管区内は15人が受賞しており、10月2日にグランドアーク半蔵門で表彰式が行われる。」旨の報告があつた。

公安委員から「本県では、例年5人程度が受賞しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「昨年も5人が受賞し、本年も警察庁に候補者を上申し、今回の5人の受賞が決定した。」旨の説明があつた。

公安委員から「今回の受賞者の中に、一般職員はいないのか。」旨の発言があり、警察本部から「今回の受賞者は、警察官のみである。選考基準を満たせば、一般職員も受賞することとなる。」旨の説明があつた。

公安委員から「このような表彰を受賞することは、職員にとっての励みとなるので、幅広く候補者の選考をお願いする。」旨の発言があつた。

2 平成30年全国地域安全運動の実施について

（生活安全部）

警察本部から「10月11日から20日までの10日間、平成30年全国地域安全運動を実施する。運動の重点は、子供と女性の犯罪被害防止及びニセ電話詐欺の被害防止であり、期間中の主な取組として、県民大会等のほか、各種キャンペーンや広報啓発を展開する。引き続き、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指していく。」旨の報告があつた。

3 特殊詐欺グループの犯行拠点の摘発について

（刑事部）

警察本部から「春日警察署ほか7警察署及び捜査第二課並びに佐賀県警察、熊本県警察及び山口県警察は、被害者の携帯電話に、有料サイトの未納料金に関する虚偽の電子メールを送信し、電話をかけてきた被害者に対し、未納料金があり、支払わなければ裁判になる旨うそを言い、被害者に電子マネーを購入させ、その利用権をだまし取った特殊詐欺事件について、所要の捜査により犯行拠点を摘発し、9月12日、春日市居住の無職の男性ほか5名を逮捕した。」旨の報告があつた。

公安委員から「本件のような架空請求詐欺は、被疑者側が不特定多数の者に電子メールを送信することから、多くの方が被害に遭う可能性がある。今回の検挙をきっかけに、事件の全容解明を図り、今後の捜査に生かしてもらいたい。」旨の発言があり、刑事部

長から「本件の全容解明を図り、特殊詐欺グループに対する捜査を推進するとともに、犯行手口等の分析を行い、被害防止に向け、積極的な情報発信を行う。」旨の説明があった。

公安委員から「架空請求詐欺と思われる電子メールを受信したり、不審な電話がかかってきただけでも警察に相談してよいのか。」旨の発言があり、警察本部から「本県では、県民に対し「電話でお金は全て詐欺」のキャッチフレーズを用いて、110番通報や警察への相談などを行うよう広報啓発活動を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「詐欺グループの一員を同種手口の詐欺に使用された口座に係る詐欺で検挙しているが、どのような犯罪なのか。」旨の発言があり、警察本部から「詐欺に使用する目的で自己名義の口座を開設したことにより検挙している。」旨の説明があった。

公安委員から「詐欺を犯す者は、再犯性が高いと考えられるので、再犯防止対策についてもお願いしたい。また、本件のような犯行拠点の摘発は、犯行グループにとって打撃となるので、更なる取組をお願いする。」旨の発言があった。

4 秋篠宮同妃両殿下のお成りに伴う警衛警備の実施について

(警備部)

警察本部から「9月20日、秋篠宮同妃両殿下が福岡市内で開催される「第29回福岡アジア文化賞」授賞式に御臨席されることに伴い、両殿下の御身辺の絶対安全確保や歓送迎者の雑踏等による事故防止等のため、所要の体制により警衛警備を実施する。」旨の報告があった。

5 反中共デー抗議街宣に伴う警察措置について

(警備部)

警察本部から「9月29日を「反中共デー」と捉え、例年、中国批判に取り組んでいる団体が、本年も中国総領事館を中心とした福岡市内での車両街宣を予定していることから、所要の体制により警戒警備を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「拡声機を使用して街宣する場合、音量の規制はあるのか。また、街宣活動により、市民の平穏が害されることのないようお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「音量については、「拡声機による暴騒音の規制に関する条例」の規定により、85デシベル以上が違反となる。他の悪質な街宣については、道路交通法などの関係法令を駆使し、検挙に努める。」旨の説明があった。

【その他の報告事項】

警察本部から「富山県での警察官の殉職事案を受け、本県において各種対策を講じているところであるが、昨日、宮城県においても殉職事案が発生した。本県においては、交番の施設面での対応、具体的には、カウンターや机の適切な配置、防犯カメラの設置、夜間における交番員の複数勤務、術科指導員による受傷事故防止訓練などの対策を講じており、今後も殉職事案を発生させないための対策を講じていく。県議会定例会は、本日が一般質問、明日が警察委員会の予定となっている。来週25日と26日は、皇太子殿下の行啓に伴う警衛警備があり、各種対策に万全を期す。来週28日は、副署長会議、来月以降は、各部門の課長会議及び地区別署長会議を開催する。」旨の報告があった。